平成２４年（フ）第２５５号
相模原市南区下溝591番地　リバーサイドＣ101
債務者　細谷和彦こと　ＱＵＩＮＴＥＲＯ　ＭＡＮＵＥＬ　ＨＯＳＯＹＡ　ＪＲ.
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２５６号
相模原市南区下溝591番地　リバーサイドＣ101
債務者　細谷グラシアこと　ＱＵＩＮＴＥＲＯ　ＧＲＡＣＩＡ　ＳＩＳＯＮ
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６９号
相模原市南区相模大野４丁目５番３―507号
債務者　石崎　敏彦（旧姓桂城）
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７７号
相模原市中央区矢部３丁目18番15号　矢部寮
債務者　押方　雅晴
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７８号
神奈川県座間市相武台３丁目4774番地の96　コーポ史202号
債務者　鈴木　茂樹
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２８１号
相模原市緑区青山1644番地５
債務者　雨宮　和子
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２８５号
相模原市南区文京２丁目９番２号　メゾン文京301
債務者　本村由佳子（旧姓荻原）
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２号
新潟県三条市尾崎340番地
債務者　鈴木　　悟
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地70棟504号
債務者　木本　　勝
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１０２号
群馬県太田市堀口町448番地
債務者　岡村　正枝
１　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４６号
新潟県上越市大字土橋1708番地２　セジュールＮＫ―Ａ―103号
債務者　村田　　慶
１　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１１５０号
愛知県春日井市中野町２丁目７番地14、従前の住所愛知県春日井市味美白山町１丁目12番地36
債務者　森　　弘巳
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７４号
名古屋市北区福徳町７丁目55番地　日和荘１Ａ号
債務者　濱田　幸代
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９号
愛知県岩倉市曽野町居屋敷135番地１　ＧｒａｎｄＡｎｇｅ・Ａ棟Ｇ―５号
債務者　遠矢　美雪（旧姓濱田）
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３１４７号
大阪府東大阪市本庄西１丁目１番10―1101号
債務者　水野　寿子
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１６３号
大阪府四條畷市雁屋南町５番37号
債務者　小東　永治
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９２号
大阪市生野区巽南３丁目19番43―101号
債務者　福井　正樹
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部